

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-291	通信装置用基本的機器部品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-21	一	発振機器：部品的なもの	
H3-22	一	通信用増幅機器：部品的なもの	
H3-24	全	同調器	
H3-29	一	通信装置用基本的機器部品及び付属品	
H3-329	一	電話機用関連機器部品及び付属品	
H3-49	一	電話交換機部品及び付属品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
回路用増幅器	回路用変調器	回路用復調器	
回路用同調器			
定義			
通信関係に属すると考えられる部品で、他の類に分類されない比較的基本的な性格をもつもの。 機器の内部に組み込まれる同調器、増幅器、発信器等を含む。筐体は除く。			
登録 1160726 ラジオ用チューナ 	登録 107059 電圧制御発信器 	登録 774879 有線テレビジョン放送用増幅器 	
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 筐体はH6-20へ。			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			